

東日本大震災による被災世帯の皆様へ

生活福祉資金貸付制度のご案内

特例貸付

緊急小口資金

一時的な生活費をお貸しします

貸付内容

- 対象世帯 東北地方太平洋沖地震で被災し、当座の生活費を必要とする世帯
- 貸付限度額 10万円以内（原則）
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 利率 無利子
- 実施主体 岩手県社会福祉協議会

貸付金交付

- 原則として借入申込者が指定する金融機関口座に送金
- 金融機関口座に送金することができない場合、現金で交付
- ※「生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付貸付金引換証」と引き換えに貸付金交付

持参いただくもの

- 身分を証明できるもの（住民票、健康保険証又は運転免許証年金手帳等）
- 被災した事実を証明できる書類等
- 実印「印鑑証明書が必要です」
（ない場合は拇印で差し支えありません。）

受付会場

- お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。
なお、被災により他市町村から避難してきた場合、避難している市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

お問い合わせ

岩手県社会福祉協議会 生活福祉資金担当（019-637-4496）

大槌町社会福祉協議会（■■■■-■■■■-■■■■）